



宮城県からのお知らせ

農産物直売所等電気料金緊急支援事業費補助金 募集案内

農林水産物直売所、農漁家レストラン、農漁家民宿（以下直売所等）に対し、物価高により高騰した施設運営に係る電気料金増額分の一部を支援します。

1 対象者

- 農林水産物直売所、農漁家レストラン、農漁家民宿
- 指定管理者（自治体の指定管理を受けている施設）ではない
- （直売所の場合）地域製品の販売額または販売面積が施設全体の1/2以上である
- 現在営業中であり、今後も営業を継続する予定である
- 今年度、他の制度で電気料金増額分に対する支援を受けていない

2 支援内容

補助対象経費の1/2以内を補助します。※予算額に達した場合、交付額を減額することがあります。

3 補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く）

令和7年度電気料金の総額（A）－令和3年度電気料金の総額（B）

（A）令和7年1月から令和7年12月までの電気料金の合計額

（B）令和3年4月から令和4年3月までの電気料金の合計額*

※令和3年5月以降に開業された施設も対象となります。詳しくはホームページをご覧ください。

（別紙1）補助金額算定基礎資料に入力してください

4 募集締切

令和8年2月13日（金）まで（必着）

提出方法は、原則、電子申請となります（裏面記載）
ご不明な点など、気軽に相談ください

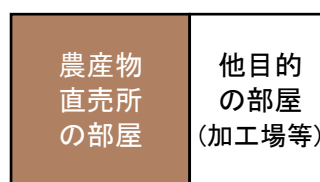
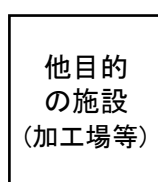
5 留意事項

直売所等が他目的の施設と併設され、電気料金の請求等が区分されていない場合は、面積の割合で案分し、直売所等の面積割合分が補助対象額となります。

※面積割合で案分する場合は、施設の図面（対象となる施設の占める割合がわかるもの）を提出してください。

※直売所部分等と他目的の部分が明確に区分できない場合は対象外となります。

●他目的の施設と併設される直売所の例



判断が難しい場合、まずは気軽に相談ください

（農産物直売所と他施設が別棟の場合）
農産物直売所の面積割合分が補助対象

（同一施設の場合）農産物直売所の面積割合分が対象となるが、明確に区分できない場合は対象外。

→裏面に続く

6 提出書類

原則、以下の書類を県ホームページからみやぎ電子申請システムにより提出ください。

(県納税証明書は原本も提出)

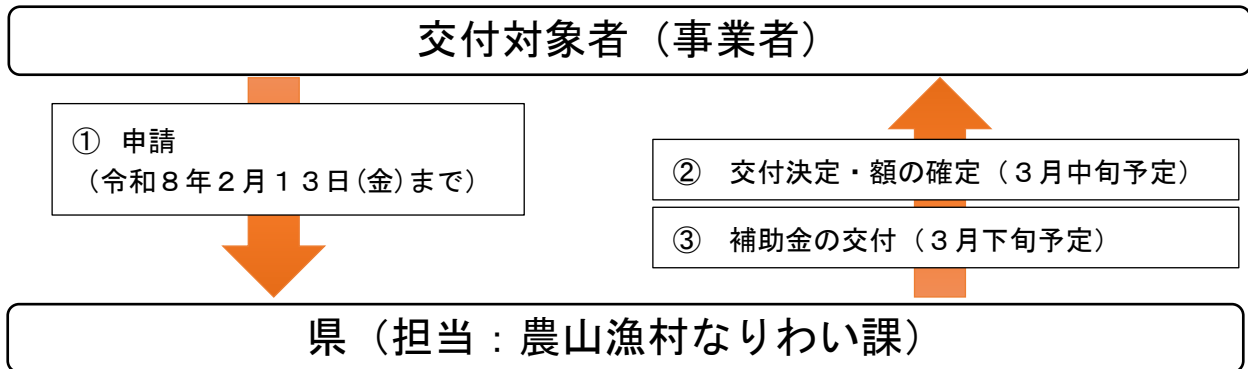
※みやぎ電子申請システムが不明な場合はご相談ください。

(電子申請システムでの提出が困難な場合、電子メールや郵送でも対応します)

要否	提出書類	備考
必須	(別記様式第1号) 交付申請書 兼 実績報告書	
	(別紙1) 補助金額算定基礎資料	
	電気支払実績証拠書類	電気使用料金の明細が分かるもの (請求書や領収書の写しなど)
	(別紙2) 暴力団排除に関する誓約書	
	県納税証明書	写しを電子申請で提出した後、 原本を郵送 してください(発行から3か月以内)
該当者のみ	施設の図面	直売所等と他施設が併設し、補助対象を面積案分する場合に提出してください

※必要に応じて、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

7 申請から補助金交付までの流れ



8 その他

申請に関する詳細は、宮城県のホームページ(交付要綱等)で御確認ください

URL: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nariwai/korona/dennkiryoukin.html>

ご不明な点がございましたら、以下の問い合わせ先までご相談ください

※本事業に関する問い合わせ・申請書類提出先※

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1

宮城県農政部農山漁村なりわい課 6次産業化支援班

TEL: 022-211-2242

FAX: 022-211-2416

E-mail: nariwai-6@pref.miyagi.lg.jp

